

福祉バス運行事業における引継要領（本庁・小禄コース）

（目的）

第1条 この要領は、入札等により福祉バス運行事業（本庁・小禄コース）の受託業者が変更する場合の引継ぎ方法等について、必要な事項を定める。

（引継ぎの作業）

第2条 引継ぎは、巡回コースの確認、車両の運行状態の確認、車両の引渡し及び外観等の状態の確認並びに試運転とする。

2 巡回コースの確認は、委託契約期間中の受託業者（以下「現受託者」という。）が運転する車両に、新たに受託する予定の事業者（以下「新受託者」という。）が同乗し、各コースを時刻表に準じて1日4回の2日かけて合計8回巡回して確認するものとする。

3 車両の運行状態の確認は、新受託者が前項の巡回コースの確認の直前又は直後に実施する。

4 車両の引渡し及び外観等の状態の確認は、市職員と現受託者及び新受託者の立会いのもと、現受託者の契約期間（以下「現契約期間」という。）最終日に実施する。

5 試運転は、新受託者が契約期間開始から最長2日以内運休して、実際の車両で試運転するものとする。

（引継ぎ日程）

第3条 引継ぎ日程は、下表のとおりとする。ただし、日曜日は引継ぎ日程から除くものとし、現契約期間の最後の4日間及び新受託者の契約期間（以下「新契約期間」という。）の最初の2日間に日曜日があたる場合は、引継ぎ日程を前後にずらして対応するものとする。また、車両の引渡し及び外観等の状態の確認並びに試運転の日を除き、現受託者と新受託者の双方で調整を行い、合意した場合は日程を変更しても差し支えない。

日 程	内 容
現契約期間の最後の4日間	巡回コースの確認（本庁コース1日4便×2日間、小禄コース1日4便×2日間）、車両の運行状態の確認
現契約期間の最終日	車両の引渡し及び外観等の状態の確認
新契約期間の最初の2日間以内	試運転（運休）

付 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、令和6年5月9日から施行する。

【参考】引継ぎ日程の例

日 程	内 容	
現契約 期間	3月27日（木）	巡回コースの確認（小禄コース4便）、車両の運行状態の確認
	3月28日（金）	巡回コースの確認（本庁コース4便）、車両の運行状態の確認
	3月29日（土）	巡回コースの確認（小禄コース4便）、車両の運行状態の確認
	3月30日（日）	※
	3月31日（月）	巡回コースの確認（本庁コース4便）、車両の運行状態の確認、 車両の引渡し及び外観等の状態の確認
新契約 期間	4月1日（火）	試運転（運休）
	4月2日（水）	試運転（運休）

※日曜日は引継ぎ日程から除くものとし、現契約期間の最後の4日間及び新契約期間の最初の2日間に日曜日があたる場合は、引継ぎ日程を前後にずらして対応するものとする。